



長崎県公報

目 次

◎ 教育委員会規則	所管課(室)名
○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課
○教育職員の免許状に係る有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則	〃

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年7月1日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第10号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（検定委員会）</p> <p>第12条 免許法第5条第4項の規定により、授与権者は、特別免許状を授与しようとするときは、あらかじめ、特別免許状教育職員検定委員会（以下「検定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（普通免許状授与の出願）</p> <p>第16条 免許法第5条第1項本文（教育職員検定の場合を除く。）の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 免許法別表第1による場合 ア～キ 略</p> <p>(2) 免許法別表第2による場合 ア～カ 略</p> <p>(3) 免許法別表第2の2による場合 ア～カ 略</p>	<p>（検定委員会）</p> <p>第12条 免許法第5条第5項の規定により、授与権者は、特別免許状を授与しようとするときは、あらかじめ、特別免許状教育職員検定委員会（以下「検定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（普通免許状授与の出願）</p> <p>第16条 免許法第5条第1項本文（教育職員検定の場合を除く。）又は第2項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 免許法別表第1による場合 ア～キ 略 <u>ク 免許法第5条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第5条第2項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）</u></p> <p>(2) 免許法別表第2による場合 ア～カ 略 <u>キ 免許法第5条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第5条第2項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）</u></p> <p>(3) 免許法別表第2の2による場合 ア～カ 略 <u>キ 免許法第5条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第5条第2項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）</u></p>

2 略

(教員資格認定試験による普通免許状授与の出願)

第17条 免許法第16条の2第1項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(教育職員検定による普通免許状の授与の出願)

第18条 略

(1) 免許法別表第3による場合

ア～キ 略

(2) 免許法別表第4による場合

ア～カ 略

(3) 免許法別表第5による場合

ア～キ 略

(4) 免許法別表第6による場合

ア～ケ 略

(5) 免許法別表第6の2による場合

ア～ク 略

(6) 免許法別表第7及び第8による場合

ア～ク 略

2～4 略

5 免許法附則第17項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 免許状の写等又は授与証明書(免許法附則第17項の表備考2の適用を受ける場合)

(7)及び(8) 略

6 免許法附則第18項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

2 略

(教員資格認定試験による普通免許状授与の出願)

第17条 免許法第16条の2第1項又は第2項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 免許法第16条の2第2項(免許法第16条の3第3項、第16条の4第4項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第16条の2第2項の規定の適用による証明書の発行を受けた場合)

(教育職員検定による普通免許状の授与の出願)

第18条 略

(1) 免許法別表第3による場合

ア～キ 略

ク 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

(2) 免許法別表第4による場合

ア～カ 略

キ 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

(3) 免許法別表第5による場合

ア～キ 略

ク 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

(4) 免許法別表第6による場合

ア～ケ 略

コ 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

(5) 免許法別表第6の2による場合

ア～ク 略

ケ 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

(6) 免許法別表第7及び第8による場合

ア～ク 略

ケ 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

2～4 略

5 免許法附則第18項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 免許状の写等又は授与証明書(免許法附則第18項の表備考2の適用を受ける場合)

(7)及び(8) 略

(9) 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類(免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合)

6 免許法附則第19項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(4) 略
 (5) 実務に関する証明書（法附則第18項適用）（様式第7号の2）
 (6)～(8) 略

（免許法附則第9項の規定による教育職員検定の出願）
 第19条 略
 (1)～(8) 略

（施行法第2条による普通免許状の教育職員検定の出願）
 第20条 略
 (1)～(5) 略

（特別免許状の出願）
 第21条 免許法第5条第2項及び第3項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1)～(9) 略
 （臨時免許状の出願）
 第22条 略
 (1) 免許法第5条第5項の規定による場合
 ア～ク 略
 (2)～(4) 略
 2～4 略
 （特別支援学校自立教科教諭免許状の出願）
 第23条 略
 (1)～(6) 略

2 略
 (1)～(9) 略

(1)～(4) 略
 (5) 実務に関する証明書（法附則第19項適用）（様式第7号の2）
 (6)～(8) 略
(9) 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）
 （免許法附則第9項の規定による教育職員検定の出願）
 第19条 略
 (1)～(8) 略
(9) 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）
 （施行法第2条による普通免許状の教育職員検定の出願）
 第20条 略
 (1)～(5) 略
(6) 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）
 （特別免許状の出願）
 第21条 免許法第5条第3項及び第4項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1)～(9) 略
 （臨時免許状の出願）
 第22条 略
 (1) 免許法第5条第6項の規定による場合
 ア～ク 略
 (2)～(4) 略
 2～4 略
 （特別支援学校自立教科教諭免許状の出願）
 第23条 略
 (1)～(6) 略
(7) 免許法第17条第2項において準用する第16条の2第2項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第16条の2第2項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）
 2 略
 (1)～(9) 略
(10) 免許法第6条第4項の規定に該当する者であることを証明する書類（免許法第6条第4項の規定による証明書の発行を受けた者の場合）

様式第7号の2（第18条第6項関係）

実務に関する証明書（法附則第18項適用）			
本籍	都道府県	職名	
現住所		氏名	
在職期間	期 間	自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
在 職 年 数 年 月 (a)			
勤務しなかった期間	期 間	自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
勤務しなかった年数 年 月 (b)			
良好な成績で勤務した期間等	勤務期間	年 月 (a) - (b)	実労働時間 時間
施設の概要	施設名		
	認可等年月日	年 月 日	
	所在地	電話番号 (- -)	
上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明する。 年 月 日 施設名 証明者 <input type="checkbox"/>			
注意事項 1 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要であること。 2 勤務期間について、休職期間については在職年数として認められない。 3 施設名について、認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称についてすべて記入すること。 4 認可等年月日について、認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。 5 記入にあたっては、本人は記入せず必ず証明者が記入すること。			

様式第7号の2（第18条第6+B1-T38係）

実務に関する証明書（法附則第19項適用）			
本籍	都道府県	職名	
現住所		氏名	
在職期間	期 間	自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
在 職 年 数 年 月 (a)			
勤務しなかった期間	期 間	自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
		自 年 月 日	至 年 月 日
勤務しなかった年数 年 月 (b)			
良好な成績で勤務した期間等	勤務期間	年 月 (a) - (b)	実労働時間 時間
施設の概要	施設名		
	認可等年月日	年 月 日	
	所在地	電話番号 (- -)	
上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明する。 年 月 日 施設名 証明者 <input type="checkbox"/>			
注意事項 1 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要であること。 2 勤務期間について、休職期間については在職年数として認められない。 3 施設名について、認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称についてすべて記入すること。 4 認可等年月日について、認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。 5 記入にあたっては、本人は記入せず必ず証明者が記入すること。			

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一四
直通(八九五)二一一四

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員の免許状に係る有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第11号

教育職員の免許状に係る有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

教育職員の免許状に係る有効期間の更新等に関する規則（平成28年教育職員の免許状に係る有効期間の更新等に関する規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永
岩永印刷
明所